

兵庫県公報

令和2年3月5日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例（農産園芸課）	2
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（建築指導課）	3

公布された法令のあらまし

●兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例（条例第1号）

県民に花とふれあう憩いの場を提供し、花に関する知識の普及を図るため、兵庫県立公園あわじ花さじき（以下「あわじ花さじき」という。）を設置することとした。

1 位置

淡路市楠本

2 業務

(1) あわじ花さじきは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 花を植栽し、県民に花とふれあう場を提供すること。

イ 県民に花に関する知識の普及を行うこと。

ウ 花に関する体験及び学習のために施設を県民の利用に供すること。

エ その他あわじ花さじきの目的を達成するために必要な業務

(2) 知事は、あわじ花さじきの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の利用に供することができるものとする。

3 施設の利用の許可及び料金

あわじ花さじきの駐車場及び利便施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならないものとする。

4 許可の取消し

知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、3の許可の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により3の許可を受けたとき。

(2) あわじ花さじきの設置の目的又は3により許可を受けた利用の目的以外の目的にあわじ花さじきの施設を利用し、又は利用しようとするとき。

(3) あわじ花さじきの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(4) あわじ花さじきの管理者の指示に従わないとき。

(5) その他あわじ花さじきの管理上支障があるとき。

5 管理

(1) 知事は、地方自治法の規定により、あわじ花さじきの管理を指定管理者（同法に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(2) 3の料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

(3) 利用料金の額は、基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とするものとする。

(4) 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

6 原状回復の義務等

あわじ花さじきの施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備、展示品又は植栽

物を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならないものとする。

●建築基準条例の一部を改正する条例（条例第2号）

建築基準法施行令の一部改正等により、中学校における生徒用の階段で、両側に手すりを設け、踏面の表面を粗面とすること等による転倒又は転落を防止するための措置を講じたものの蹴上げ及び踏面の寸法の制限が見直される等、技術的検証の結果に基づく建築基準法等に定める基準の合理化が図られたこと等を踏まえ、建築基準条例で付加する基準について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

令和2年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 県民に花とふれあう憩いの場を提供し、花に関する知識の普及を図るため、兵庫県立公園あわじ花さじき（以下「あわじ花さじき」という。）を置く。

（位置）

第2条 あわじ花さじきの位置は、淡路市楠本とする。

（業務）

第3条 あわじ花さじきは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 花を植栽し、県民に花とふれあう場を提供すること。
- (2) 県民に花に関する知識の普及を行うこと。
- (3) 花に関する体験及び学習のために施設を県民の利用に供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あわじ花さじきの目的を達成するために必要な業務

2 知事は、あわじ花さじきの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の利用に供することができる。

（施設の利用の許可及び料金）

第4条 別表に掲げるあわじ花さじきの施設を利用しようとする者は、知事の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならない。

（許可の取消し）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。
- (2) あわじ花さじきの設置の目的又は前条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的にあわじ花さじきの施設を利用し、又は利用しようとするとき。
- (3) あわじ花さじきの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) あわじ花さじきの管理者の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、あわじ花さじきの管理上支障があるとき。

（管理）

第6条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、あわじ花さじきの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に行わせる。

2 第4条に規定する料金（次項及び第4項において「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することが

できる。

(原状回復の義務等)

第7条 あわじ花さじきの施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備、展示品又は植栽物を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、あわじ花さじきの管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第4条、第6条関係)

区分		基準額
駐車場	長さ7メートル以上の自動車	1回につき1,600円
	その他の自動車	1回につき200円
利便施設		使用料及び手数料徴収条例 (平成12年兵庫県条例第12号) 別表第1 土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額



建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例 (昭和46年兵庫県条例第32号) の一部を次のように改正する。

第3条中「(建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)) 第110条第1号に規定する特定避難時間 (以下「特定避難時間」という。)) が45分間未満である政令第109条の2の2に規定する特定避難時間倒壊等防止建築物 (以下「特定避難時間倒壊等防止建築物」という。)) を除く。」を削り、同条各号中「けた行」を「桁行」に改める。

第7条第1項中「同じ。には」を「この条及び第12条において同じ。には」に、「同じ。及び」を「この章において同じ。及び」に、「同じ。を」を「この条において同じ。を」に改め、同条第4項中「政令」を「建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号。以下「政令」という。))」に改め、同条第5項中「替えて」を「代えて」に改める。

第15条中「政令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準に適合する準耐火構造」を「準耐火構造 (主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、その構造が政令第112条第2項に規定する1時間準耐火基準に適合するものに限る。第24条第3号において同じ。))」に改める。

第16条第1項中「(特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))」を削る。

第17条の2中「以下」の右に「この章において」を加え、同条第1号中「(特定避難時間が45分間未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))」を削り、同条第2号中「特定避難時間倒壊等防止建築物」を「その主要構造部の性能が政令第110条第1号に掲げる基準に適合するもの」に改める。

第20条第1項中「のけあげ」を「の蹴上げ」に改め、同項の表けあげの寸法の項中「けあげ」を「蹴上げ」に改め、「以下」の右に「(両側に手すりを設け、かつ、踏面の表面を、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げた階段 (以下この表において「特定階段」という。)) にあっては、20センチメートル以下)」を加え、同表踏面の寸法の項中「以上」の右に「(特定階段にあっては、24センチメートル以上)」を加える。

第24条第3号中「政令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる基準に適合する」を削る。

第25条中「耐火建築物」を「耐火構造建築物 (耐火建築物又は主要構造部が耐火構造であり、外壁の開口部

で延焼のおそれのある部分に政令第137条の10第4号に規定する20分間防火設備（第2号において「20分間防火設備」という。）を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）に、「延べ面積が200平方メートル未満の重層長屋（法第27条第1項第1号に規定する基準に従って警報設備を設けたものに限る。）、準耐火建築物である重層長屋又は政令第136条の2に定める基準に適合するを「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 延べ面積が200平方メートル未満の重層長屋（法第27条第1項第1号に規定する基準に従って警報設備を設けたものに限る。）
- (2) 準耐火構造建築物（準耐火建築物又は法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に20分間防火設備を設けた建築物をいう。次条第1項において同じ。）である重層長屋
- (3) 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号イ(1)から(9)まで及び(10)ただし書に定める構造方法を用いた重層長屋
第26条第1項中「耐火建築物」を「耐火構造建築物」に、「準耐火建築物」を「準耐火構造建築物」に改める。
第27条の2第2項中「の第1第1号イ(1)」を「第1第1号イ(1)」に、「の第1第2号ロ」を「第1第2号ロ」に、「第112条第13項第1号」を「第112条第19項第1号」に改める。

第27条の3中「第24条」の右に「、第25条、第26条第1項」を加える。

第27条の4第2項中「第129条の2第1項の規定により」を「第129条の2第3項に規定する」に改め、「ついて、」の右に「同条第4項に規定する」を加え、「又は同項」を「及び同条第1項」に、「第14条第1項第2号、第17条第3項」を「第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第17条第3項、第17条の3、第17条の5」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第129条第1項の規定により」を「第129条第2項に規定する」に改め、「ついて、」の右に「同条第3項に規定する」を加え、「又は同項」を「及び同条第1項」に、「第9条第1号及び第2号、第14条第1項第2号」を「第9条（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）」に、「並びに」を「、第17条の3、第17条の5及び」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

区画部分（政令第128条の6第1項に規定する区画部分をいう。以下この項において同じ。）のうち、当該区画部分が同条第2項に規定する区画避難安全性能を有するものであることについて、同条第3項に規定する区画避難安全検証法により確かめられたもの及び同条第1項の規定による認定を受けたものについては、第17条の3の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の4の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の建築基準条例第27条の2第2項の規定の適用については、同項中「第112条第19項第1号」とあるのは、「第112条第18項第1号」とする。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。